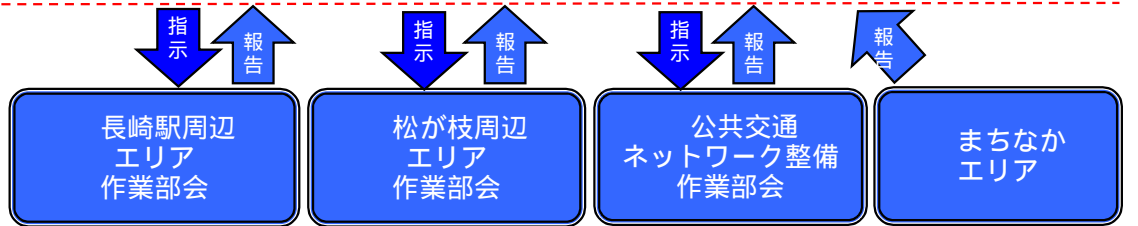
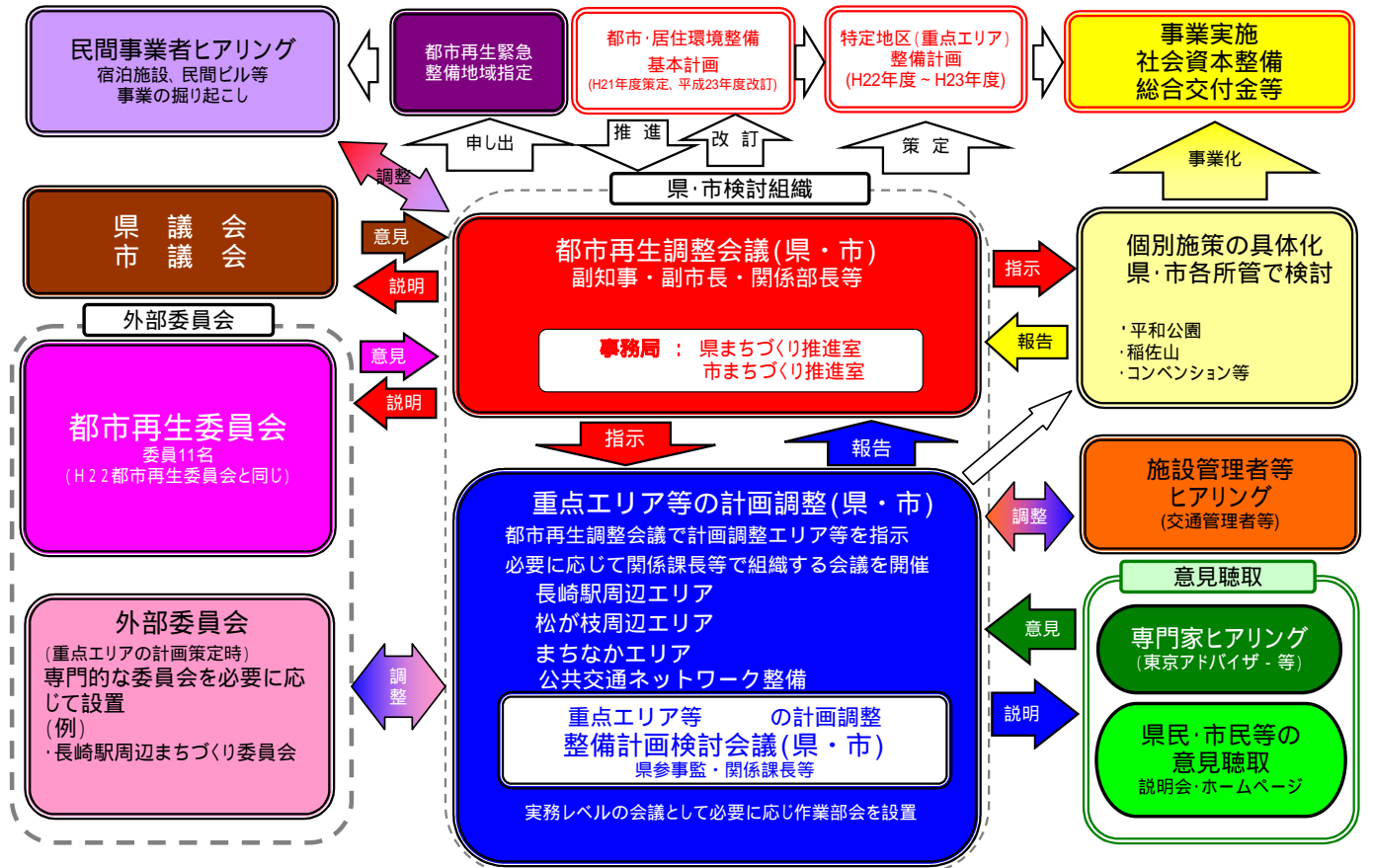


「長崎市中央部・臨海地域」都市再生の推進体制図

資料 - 2



- 県 県庁舎建設課
新幹線・総合交通対策課
観光振興課
商工金融課
新幹線事業対策室
都市計画課
道路維持課
港湾課
漁港漁場課
まちづくり推進室

- 県 新幹線・総合交通対策課
都市計画課
道路維持課
港湾課
まちづくり推進室

- 県 新幹線・総合交通対策課
都市計画課
道路維持課
港湾課
まちづくり推進室

まちなかエリアについては、長崎市にて調整を行う

- 市 長崎駅周辺整備室
文化観光総務課
商業振興課
土木総務課(道路管理者)
都市計画課(地区計画、用途地域)
河川課(長崎港)
交通企画課(交通体系)
総合企画室(新県庁舎)
まちづくり推進室

- 市 都市計画課(都市計画道路)
交通企画課(交通体系)
河川課(長崎港)
土木総務課(道路管理者)
まちづくり推進室

- 市 都市計画課(都市計画道路)
交通企画課(交通体系)
長崎駅周辺整備室(土地区画整理事業)
土木総務課(道路管理者)
まちづくり推進室

国際観光船入港時のおもてなし等

- クルーズながさき長崎地区協議会
県 観光振興課
商工金融課
港湾課

都市再生の作業部会と別に検討し、必要に応じ作業部会、検討会議、調整会議に報告

- 市 文化観光総務課
さるく観光課
国際課
商業振興課

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会 設置要領（平成23年度改訂案）

（設置）

第1条 「長崎市中央部・臨海地域」の都市・居住環境整備基本計画の改訂、重点エリアの整備計画の策定及び、都市再生緊急整備地域の指定等に関する事項について審議するため、『「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会』（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、「長崎市中央部・臨海地域」都市再生調整会議の求めに応じて、次に掲げる事項について審議を行う。

- （1）重点エリアの整備計画の策定に関すること
- （2）都市再生緊急整備地域の指定に関すること
- （3）都市・居住環境整備基本計画の改訂に関すること
- （4）その他必要な事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、知事・長崎市長が委嘱する別表1に掲げる委員をもって組織する。
2 委員の任期は、平成24年3月31日までとする。
3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、当該委員のうちから、互選によって定める。
2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長は、委員長に事故があるときの職務代理者を指名することができる。

（委員会）

第5条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ委員会を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4 副知事・副市長等は、事務局の立場で委員会に出席し意見を述べることができる。
5 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、次に掲げる所属において処理する。
・ 県 企画振興部 まちづくり推進室
・ 市 建設局都市計画部 まちづくり推進室

（雑則）

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。
附 則

この要領は、平成23年 月 日から施行し、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

「長崎市中央部・臨海地域」都市再生委員会（平成23年度）

メンバ－：11名

氏 名	役 職 名
有馬 一郎	長崎商工会議所 都市問題委員会副委員長
伊藤 滋	都市計画 早稲田大学特命教授
川添 一巳	社団法人長崎国際観光コンベンション協会会長
外井 哲志	交通計画 九州大学大学院工学研究院准教授
中田 洋	社団法人日本旅行業協会 九州支部長崎県地区委員会委員長 株式会社日本旅行長崎支店支店長
林 一馬	景観・世界遺産 長崎総合科学大学環境・建築学部教授
原口 誠	社団法人長崎青年会議所副理事長
平野 啓子	ながさき女性・団体ネットワーク役員
山口 純哉	地域経済・まちづくり 長崎大学経済学部 長崎大学大学院経済学研究科准教授
脇田 安大	観光・まちづくり 財団法人ながさき地域政策研究所理事長
渡邊 貴史	都市計画・緑地計画 長崎大学環境科学部准教授

五十音順、敬称略